潟上市物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援金交付要綱

令和７年４月１日

告示第63号

（趣旨）

第１条　この告示は、エネルギー価格の高騰に対し、市内物流関連事業者が輸送料金への価格転嫁などの必要な対策を進めるに当たり、当面の掛かり増し燃料費の一部を緊急的に支援することを目的として、潟上市物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、潟上市補助金等交付規則(平成17年潟上市規則第42号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（支援金の交付対象者）

第２条　支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(１)　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第２条第１項に定める貨物自動車運送事業を経営していること。ただし、霊柩運送事業を除く。

(２)　潟上市に本社をおく法人又は住所地を有する個人事業主であること。

(３)　市・県民税、固定資産税、軽自動車税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。

(４)　秋田県物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業費補助金交付要綱第８条に基づく補助金交付決定通知を令和７年２月20日以降に受けていること。

（支援金の額）

第３条　支援金の額は、別表で定める車両区分ごとに、車両１台当たりの単価に秋田県物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業費補助金において交付対象となった車両の台数を乗じた金額の合計とする。

（支援金の回数）

第４条　支援金の交付回数は、交付対象者につき１回限りとする。

（支援金の交付申請等）

第５条　支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、潟上市物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、令和７年４月１日から令和７年６月30日までに市長に申請しなければならない。

(１)　秋田県物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業費補助金交付決定通知の写し

(２)　潟上市物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援金振込口座届出書（様式第２号）

(３)　通帳の写し等振込口座が確認できる書類

(４)　市税等滞納有無調査承諾書（様式第３号）

(５)　その他市長が特に必要と認める書類

（支援金の交付決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査し、支援金の交付を決定した場合にあっては潟上市物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援金交付決定通知書（様式第４号）により、支援金を交付しないと決定したときにあっては、潟上市物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援金不交付決定通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

（調査等）

第７条　市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、関係書類の提出、事情聴取、立ち入り検査等を求めることができる。

（支援金の返還）

第８条　市長は、偽りその他不正な手段によって支援金の交付を受けた者に対しては、支援金の返還を求めることができる。

（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（有効期限）

２　この告示は、令和７年７月30日限り、その効力を失う。

３　第８条の規定による支援金の返還請求については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 車両１台当たりの単価 |
| 普通貨物自動車 | ７，０００円 |
| 軽貨物自動車 | ２，０００円 |